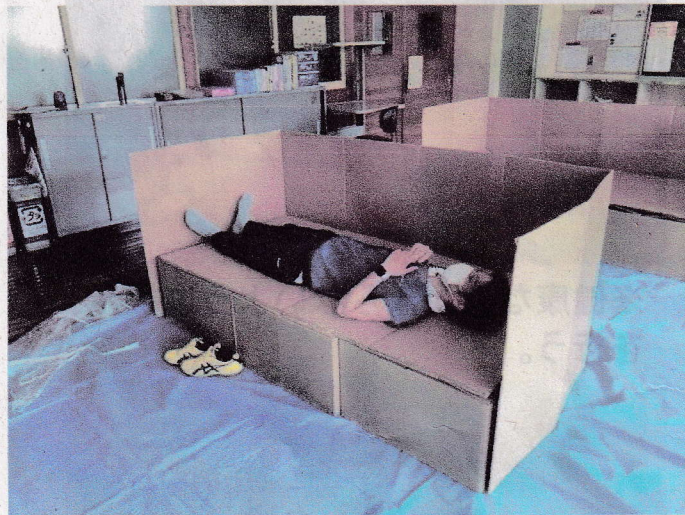


4 要配慮者のスペース

避難生活が数日以上に及ぶ可能性がある場合、高齢者や障害者、妊婦・乳幼児・疾患のある人など配慮が必要で、施設や医療機関へ緊急入所・入院ができない人のために、配慮ができるスペースを確保します。一時的な避難所開設であっても、避難者の受入れが落ち着いてから、一般避難者のスペースでの生活が困難な方を対象に、当該スペースへ移動してもらいます。



※簡易ベッド（センター等学校以外に配備）



※段ボールベッド（主に学校に配備）

- ・ ついたて、パーティションがない場合にはベッド同士の間隔を空けて対応します。
- ・ 段ボールベッドは通路から見えないように目隠しを設置します。

○床からの寝起きが困難な方のため、簡易ベッドや段ボールベッドを使用します。
○要配慮者には必ず介助者（基本的には避難してきた家族）に付き添ってもらいます。

○要配慮者のスペースは体調不良者のスペースとは動線を隔てた位置に設けます。

○食料や毛布といった物資をあらかじめ室内に配置しておきます。なお、要配慮者等で自ら取りに行くことができない場合は、職員が対応します。